

本学事務職員の懲戒処分について

本日、佐賀大学は、住居侵入容疑で逮捕された事務職員を懲戒処分（停職2月）としました。

本学職員が、このような非違行為を犯しましたことに対して、関係者の皆様には心よりお詫び申し上げます。

このような行為は、本学の社会に対する信用を著しく失墜させるもので、大学としては、誠に残念であります。

佐賀大学といたしましては、これまでも職員の綱紀粛正には努めてきましたが、このような行為が二度と起こらないよう指導を徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

平成25年12月20日

佐賀大学長

佛 淵 孝 夫